

2009年11月20日

株式会社 フェニックス
代表取締役 永倉 憲孝 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人
会長 青山 侑
理事長 品川 尚志
〒102-0085 東京都千代田区六番町1-5-15 15F 6階

消費者機構日本



再申入れ書

この度は業務ご繁忙のところ、当機構からの申入れ（7月12日付）に対し、9月30日付でご回答（回答書の送付）をいただきありがとうございました。

早速、貴社からの回答書を当機構で検討いたしました。残念ながら申入れ趣旨をご理解いただけていない部分および確認を要する部分がありました。

つきましては、当機構として下記事項につき、再度申入れおよび一部回答内容に関する確認をさせていただきますので、あらためてご検討等をいただきますようお願いいたします。

誠に勝手ながら、本「再申入れ書」に対する貴社からの回答を、12月11日（金）までに、当機構へ文書にていただけますようお願いいたします。

なお、すでにご案内のとおり、本件に係る貴社との協議の結果（本書面及び本書面に対する貴社回答等）については、一定の結論を得た段階で、当機構のホームページに掲載いたします。

あわせて、本件申入れとその結果内容は法の定めによって、消費者庁に報告を行う義務が当機構にあり、消費者契約法第39条に基づいて消費者庁のホームページに掲載される場合がありますことを申し添えます。

記

I. 申入れ趣旨・理由

1. 申入れ趣旨

貴社契約条項の、次の「〔一般条項〕7条」は削除してください。

<〔一般条項〕7条>

走行不明と記載された契約車輛に対し、私は納車後に如何なる事情が発生したり、計器及びメーターの改ざん、もしくは計器の交換、及び流通履歴が立証されても、貴社には一切責任を追及したり、異議申し立てなど致しません。刑事的責任、民事的責任、行政的責任等も免責と致します。

2. 申入れ理由

(1) 中古車においてメーターの改ざんがなされていた場合には、メーターの改ざんは「隠れた瑕疵」(民法 570 条)に該当します。この場合、買主は、メーターの改ざんを知ってから1年間は、売主に瑕疵担保責任を追及でき、契約を解除することができます。

そして、瑕疵担保責任に付き、事業者(売主)の責任を「全部免除する条項」は、消費者契約法第8条1項5号により「無効」とされます。このことは、事業者(売主)がメーターの改ざん等の恐れがあるために契約車輛に走行不明との記載がなされていても同様です。

7条は、貴社(事業者)の責任を「全部免除」する条項です。従いまして、7条は、消費者契約法第8条1項5号により「無効」となります。

(2) また、中古車においてメーターの改ざんがなされていた場合には、「要素に錯誤があったとき」に該当し、中古車売買契約は、「無効」となります(民法 95 条)。そして民法の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」条項は、消費者契約法第10条により「無効」とされます。

7条は、貴社(事業者)の責任を認めない条項であり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

従いまして、7条は、消費者契約法第10条によっても「無効」となります。

(3) 以上より、7条は削除してください。

(4) なお、当機構が「隠れた瑕疵」(民法 570 条)および「要素の錯誤」(民法 95 条)に該当するとした理由は次のとおりです。

① 走行不明とは、メーターが改ざんされたことを示すものではなく、文字通り「走行距離が不明」という意味です。とすると、「走行不明」と記載されていることにより買主が通常想像する範囲を超えるメーター改ざんは、まさに「隠れた瑕疵」に該当すると考えられます。

また、メーター改ざんの可能性が極めて高い場合には、売主は「メーター改ざん」と表示すべきです。にもかかわらず、売主が「メーター改ざん」と表示せずに「走行不明」と表示するということは、売主自身が「メーター改ざん」の可能性が極めて高いとまでは言えないことを認めているからに他なりません。

さらに、売主が「メーター改ざん」と記載しないのは、「メーター改ざん」と記載すると中古車が廉価になることを理由とするのであれば、「走行不明」と記載された中古車に「メーター改ざん」がなされていることが判明した場合は、「メーター改ざん」を前提とした売買価格との差額を、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求により認めるべきです。

従って、メーター改ざんは、隠れた瑕疵に該当します。

② 同じく、メーター改ざんの可能性が極めて高い場合には、売主は「メーター改ざん」と表示すべきであり、「メーター改ざん」と表示せずに「走行不明」と表示されていると言うことは、売主自身が「メーター改ざん」の可能性が極めて高いとまでは言えないことを認めているからです。とすると、メーター改ざんがなされている場合には、まさに、「要素の錯誤」に該当すると考えます。

(5) 貴社が加盟している中古自動車販売協会（社団法人 日本中古自動車販売協会連合会）では、「たとえ販売店がメーター改ざんに気づかずに販売したとしてもこれは隠れた瑕疵にあたり、『販売店の責任において改善対応を図る内容』である」との見解にあることを確認しています。また、その見解に基づいて、同協会（同連合会）では、「走行不明車についてすべて一切の責任を負わないことを認めるよう消費者に強要している、貴社と同一の条項」をただちに是正するよう傘下会員への指導を行っています（指導内容は別紙「指導要請文書」のとおりで、当機構ホームページにも掲載しています）。

II. 確認事項

1. 貴社契約条項の是正時期の確認

今回の回答書においては、当機構からの申入れ趣旨が反映された次の条項の是正内容（削除・修正）が回答されています。その具体的な是正実施時期と実施までの消費者への対応についてお教え願います。

- ①一般条項4条：申込撤回時の違約金関係規定の修正（迷惑料の削除）
- ②一般条項5条：自動車登録書類提出遅滞時に無催告による申込撤回規定の削除
- ③一般条項6条a：下取車契約撤回時の違約金規定の修正（迷惑料の削除）
- ④現金一括払約款1条：自動車代金支払遅滞時の申込撤回規定の修正（催告後遅滞時の取り扱いを明記）
- ⑤注意事項1条・2条：改造部位や修復履歴等の瑕疵担保責任の免除規定を削除
- ⑥一般条項2条：契約不成立時の申込金返還規定の修正
- ⑦一般条項3条：契約成立時期に関する規定の修正
- ⑧一般条項6条柱書：契約車両と下取車の取り扱い規定の修正（契約車両と下取車の別契約扱いから同時契約へ）
- ⑨一般条項6条b：下取車に抵当権等が設定されている場合の損害賠償規定の修正（損害賠償の発生趣旨の明文化）
- ⑩注意事項6条：広告と現車が異なる場合の取り扱い規定の削除

2. 申込・契約撤回時の迷惑料の削除に関する確認

同様に当機構からの申入れ趣旨に基づき、「〔一般条項〕4条と6条a」が修正され、「申込・契約撤回時の迷惑料」を削除する旨、回答されています。この回答においては「従前の迷惑料と同水準額の請求自体を廃止したもの（「〇〇等」との標記の中には含まれていないもの）」と理解しますが、相違ないかお教え願います。

以上

[添付資料]

1. 社団法人日本中古自動車販売協会連合会（日本中古自動車販売商工組合連合会）の各県販売協会・販売商工組合宛指導要請文書<2008年8月21日付>

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本

理事・事務局長 磯 辺 浩 一

事務局 小 倉 健 吾

TEL 03-5212-3066

FAX 03-5216-6077

中販連第 20-63 号

中商連第 20-56 号

平成 20 年 8 月 21 日

[資料・3]

[] 中古自動車販売協会
 [] 中古自動車販売商工組合
 会長・理事長 [] 殿

社団法人日本中古自動車販売協会連合会
 日本中古自動車販売商工組合連合会
 会長・理事長 小川 逸
 指導環境担当副理事長 原 田
 指導環境担当部長 高 橋



貴会傘下会員に対する指導の要請について

平素は傘下会員への指導にあたりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、適格消費者団体「消費者機構日本」より別紙要請書が当会宛に届きました。

内容は、貴会傘下会員である [] に対し注文書の契約条項が著しく消費者に不利益な内容となっていることから契約条項の是正指導を求めるものです。

当会において消費者機構日本と面談協議を行なった上で、[] の注文書条項の順序に従って指摘事項を整理いたしました。

つきましては、貴協会より [] に対し、下記内容について、早急に是正されるようご指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、是正されない場合には、適格消費者団体の認定を受けている消費者機構日本は差止請求権の行使が可能な団体であることを申し添えます。

記

1. 事業者名

[]

2. 是正指摘事項

(1) 契約条項第 2 項について

[] 特約条項

契約は、この契約書に基づき私が申込金を支払した時点、又は提携ローン契約用紙に捺印時点に成立するものとします。

[是正内容・理由]

契約成立時期が申込金支払時点またはローン契約書捺印時点となっているが、このように早い契約の成立時期では販売店と消費者双方にとって選択や検討及び交渉の時間的ゆとりが殆どなく、多くの契約トラブル発生の要因となっていることから、業界のモデル特約である J U 中販連モデル注文書 (特約事項) に沿った内容に是正する。

J U 中販連モデル注文書 (特約事項)

契約成立の時期は、使用名義人の登録日、注文による修理、改造、架装等に着手した日、あるいは車輛の引渡し日のいずれか早い日とする。

(2) 契約条項第1項・第4項について

【特約条項】

第1項 貴社にて万一私の契約に応ずることができないと判断された場合は、これについて一切異議を申し述べません。この場合、お渡ししてある申込金は、そのままお返し下さい。

第4項 申込金は、契約成立時に売買代金の一部に充当して下さい。

万一、私の都合で申込みを撤回した場合、迷惑料（当社規定による通常生ずる額）及びその車輛にかかった費用（修理・加修費等）整備・法定費用を請求されても異議は有りません。この場合申込金、中間金より、相殺されても異議有りません。この場合申込金、中間金より相殺されても異議有りません。

当社規定による迷惑料・・・車輛価格の20%（車輛価格30万円以下の場合30%）、法定費用、車輛保管料（1,500円×経過日数）

【是正内容・理由】

販売店が注文に応じられない場合、“販売店は一方的に注文を拒絶でき、消費者は異議申し立てできず申込金のみが返金される”という内容であるのに対し、消費者が注文を撤回した場合は通常生じる損害額とは認め難いような一方的な損害賠償額を規定しており、販売店と消費者のバランスを欠いた不公平な契約条項となっていることから直ちに是正する。

(3) 契約条項第10項について

【特約条項】

走行不明と記載された契約車輛に対し、私は納車後に如何なる事情が発生したり、計器及びメーターの改ざん、もしくは交換が立証されても、貴社には一切責任を追及したり、異議申し立てなど致しません。尚、刑事的責任、民事的責任、行政的責任も免責と致します。

【是正内容・理由】

走行不明車についてすべて一切の責任を負わないことを認めるよう消費者に強要しているが、たとえ販売店が「メーター改ざん」に気づかずに販売したとしてもこれは隠れた瑕疵に当たり、“販売店の責任において改善対応を図る内容”であることから直ちに是正する。

(4) 契約条項第11項について

【特約条項】

現状販売と記載された契約車輛に対し、私は納車以前の状態及び納車後の期間を問わず如何なる事情が発生しても貴社に一切異議費用の負担などの申し立てを致しません。

【是正内容・理由】

「現状販売」を理由に瑕疵担保のすべてに責任を負わないことを消費者が認めるよう強要しているが、これは販売店の主体性だけでなく、法律上の責任を放棄しているものと考えられることから直ちに是正する。

(5) 契約条項第13項について

【特約条項】

広告と現車が異なる場合には、現車が優先であることを承諾致します。

[是正内容・理由]

「広告と現車が異なる場合には、現車優先」としているが、販売店の行的確な商品告知により消費者は商品選択をし、契約するわけであることから、当該車輛が広告や見本と異なることは消費者を騙す行為であり許容されるものではないことから直ちに是正する。

(6) その他

●注意事項1について

[**特約条項**]

修復暦及び水害暦については、オークション及び当社の評価に基づき記載しておりますので、見解、見落としによって修復暦となる場合が有ります。

[是正内容・理由]

たとえ販売店が「修復歴及び水害歴」に気づかずに販売したとしても、隠れた瑕疵として“販売店の責任において改善対応を図る内容”であることから直ちに是正する。

●注意事項2について

[**特約条項**]

修復暦車という提示車輛については、修復の度合いを表すものでは有りません。口頭での説明には限度がありますので、修復の大小及び箇所に関するクレーム及びキャンセル等には一切応じかねます。現車をよくご確認の上、ご納得の上でお買い求め下さい。

[是正内容・理由]

修復歴車について、修復の大小及び箇所に関するクレーム及びキャンセル等には一切応じられないというのは、販売店が負う瑕疵担保責任を免責にする内容であることから直ちに是正する。

●注意事項3について

[**特約条項**]

SRS装備車輛については、装着・作動確認がとれない為、非装着・非作動の場合が有ります。

[是正内容・理由]

SRS装備車輛については、装着・作動確認が取れないため非装着、非作動の場合があるというのは、販売店が負う瑕疵担保責任を免責にする内容であることから直ちに是正する。

以上

別添1 消費者機構日本からの要請書

別添2 JU中販連モデル注文書(特約事項)